

平成22年8月10日

中央労働委員会事務局  
第一部会担当審査総括室  
審査官 櫻井 恵治  
Tel 03-5403-2169  
Fax 03-5403-2250

**新東陸運 不当労働行為再審査事件**  
**〔平成21年（不再）第9号〕 命令書交付について**

中央労働委員会第一部会（部会長 諏訪 康雄）は、平成22年8月10日、標記事件に係る命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。命令の概要等は、次のとおりです。

**一 嘱託乗務員である組合員Aに対し業務懈怠等を理由として雇止めを行ったこと等が不当労働行為に当たらないとされた事例一**

会社が、嘱託乗務員である組合員Aを業務懈怠等を理由に本件雇止めにしたことはAが再三にわたり所定休憩時間を大幅に超過して休憩を取り、配車係の注意指導等にも従わなかった事実があることから相当の合理性があり、また、本件雇止めとAの組合加入等の事実が近接しているものの、それぞれ別個に行われたと判断できることから不利益取扱いということはできず、支配介入に該当するということもできない。

**I 当事者**

再審査申立人：全国一般労働組合全国協議会北九州合同労働組合（ユニオン北九州）  
〔組合〕〔北九州市小倉北区〕  
組合員数143名（平成20年1月10日現在）  
再審査被申立人：新東陸運株式会社（「会社」）〔北九州市門司区〕  
従業員数約40名（平成20年1月10日現在）

**II 事案の概要等**

- 1 本件は、会社が、①組合員である嘱託従業員Aとの有期雇用契約（平成19年1月15日から翌年1月14日までの1年間を雇用期間とする契約）について、平成19年11月27日に雇止め通告を行い、同20年1月14日をもって期間満了であるとして、これを更新しなかったこと（以下「本件雇止め」という。）、②また、Aが平成19年10月19日に組合に加入するにあたり、会社が従業員を使って同人の言動調査を行ったこと（以下「本件言動調査」という。）が、不当労働行為に当たるとして、同20年1月10日、福岡県労委に申立てがあった事件である。
- 2 初審福岡県労委は、組合の申立てを棄却し、組合はこれを不服として、平成21年2月24日、再審査を申し立てた。

**III 命令の概要等**

**1 主文の要旨（初審命令を維持）**

本件再審査申立てを棄却する。

## 2 判断の要旨

(1) 本件雇止めは、Aが組合員であること等を理由とする不利益取扱いに該当するか、また、組合に対する支配介入に該当するか。

### ア 本件雇止めの合理性の有無について

Aには平成19年3月から4月の間、また同年9月から11月の間において、再三にわたり会社の所定休憩時間を大幅に超過して休憩を取るという業務懈怠と評価すべき事実があり、かつ、このような業務懈怠に対する配車係の注意指導等にも従わず、無視するような態度をとっていた事実がある。

したがって、会社が業務懈怠等を理由に本件雇止めをしたことには、相当の合理性がある。

### イ 本件雇止めとAの組合加入の関連性の有無について

(ア) Aには組合加入前の平成19年3月から4月の間に長時間の休憩を取るという業務懈怠の事実が認められ、同年夏ころ以降、Aは電話連絡することなく帰社遅れを繰り返し、配車係の注意指導をほとんど聞かないという態度をとっていたことから、Aの組合加入前の同年9月ころには雇止めを決断するに至ったとする会社の主張は不自然とはいえないものである。

一方、Aは、組合に加入する2か月前の平成19年8月14日にB部長代理の事情聴取を受けて以来雇止めを懸念し、Cに組合加入を相談する中で、同年10月19日に組合に加入し、組合は同月24日会社にAの組合加入を通知したものである。

(イ) そうすると、本件雇止めとAの組合加入等の事実は近接しているものの、それぞれが別個に行われたものと判断すべきであり、会社は、Aの組合加入等を理由に本件雇止めの通告を行ったものとは認め難いといわざるを得ない。

また、会社は、平成19年11月28日の団交で、組合に対しAに対する本件雇止めの理由について説明し、Aの業務懈怠については、指導記録簿及び本件言動調査の内容により説明しており、相当程度誠実に応じていたことが認められる。

ウ 以上のことから、本件雇止めは、Aが組合員であること等を理由とする不利益取扱いということはできず、組合に対する支配介入に該当するということもできない。

(2) 本件言動調査が組合に対する支配介入に該当するか。

本件言動調査は、会社がAの組合加入の動きを把握したことを契機として、平成19年10月24日の団交前日に、報告書の作成を指示し、実施されたものであるが、団交に際しての準備として労務管理上の観点から勤務状況を把握する必要があったとみるべきである。

また、本件言動調査内容は、Aの勤務態度等に関するものであり、これをもって組合の組織運営に対する支配介入を意図したものとまでみることはできない。

### 【参 考】 本件審査の状況

- ・初審救済申立日 平成20年1月10日（福岡県労委平成20年（不）第1号）
- ・初審命令交付日 平成21年2月14日（労）  
平成21年2月16日（使）
- ・再審査申立日 平成21年2月24日（労）